【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件 原 告 山縣真矢 外7名 被 告 国

代理人意見陳述要旨

2023年(令和5年)1月26日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 永 野 靖

原告ら第12準備書面に関する、原告ら訴訟代理人永野靖の意見陳述の要旨は下 記のとおりです。

なお、ジェンダー・アイデンティティの訳語は性自認または性同一性ですが(訴状第3・1 (1)・15頁乃至17頁参照)、本意見陳述においては性自認と述べます。

記

法律上異性のカップルしか婚姻できない現行法制において、婚姻制度から排除されているのは、いわゆる同性愛者に限りません。一方又は双方がトランスジェンダーであるカップルもまた、法律上同性のカップルとなって婚姻できないケースが生じます。

それぞれのカップルの性的指向や性自認が何であれ、お互いに愛し合い、信頼し合い、助け合って生活しているという実態や、場合によっては子育てをしているという実態は同じです。それにも関わらず、どうして同性愛者やトランスジェンダーは婚姻制度から排除されてしまうという事態が生じてしまうのでしょうか。それは、この国の婚姻に関する法制度が、人の性の多様性を無視し、シスジェンダーで

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

性的指向が異性愛である者だけを前提に構築されているからです。

1947年の現行憲法施行及び民法改正時において、今日の言葉で言うところの同性愛者やトランスジェンダーは、十分に区別されることもなく、「異常」「変態」「性倒錯」として取り扱われていました。それゆえ、性的少数者の存在は全く無視され、法制度において、同性愛やトランスジェンダーという性のあり方が保護の対象として想定されることもありませんでした。

しかし、その後、トランスジェンダーは人の多様な性のあり方の一つであるとい う科学的知見が徐々に確立し、社会の認識も転換していきます。

1960年代半ば頃、アメリカ等において、臨床の現場で性別に違和感を持つ者に接する精神科医らが性自認という概念を提唱し、性別に違和感を持つ者に対して、性自認のあり方を尊重する治療が行われるようになりました。

そして、性自認に関する医学的認識が深まるにつれ、1970年代頃から、ヨーロッパ等の各国では、法的性別を、出生時に割り当てられた性別から性自認に基づく性別に変更するための制度がつくられていきます。

さらに、ヨーロッパ人権裁判所等を中心に、トランスジェンダーの権利を擁護する裁判例等が積み重ねられ、これらの成果が2006年のジョグジャカルタ原則の 採択として結実し、国際人権法においては、性自認に基づく性別で生きることは人権であるとの認識が確立していきました。

他方、我が国においても、1997年に日本精神神経学会が「性同一性障害に関する答申と提言」という診断と治療に関するガイドラインを発表、1998年には 埼玉医科大学において、上記ガイドラインに即した、初めての「公式」な性別適合 手術が実施されました。

1990年代頃からは、トランスジェンダーの自助グループも形成され、社会に

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

対してトランスジェンダーに関する正しい情報や知識を発信するようになり、さらに、1990年代後半頃から、トランスジェンダーの当事者が次々と自らの性自認に基づいた性別に戸籍上の性別表記の変更を求めるための家庭裁判所への申立てを行いました。

そして、2003年7月には、当事者たちの働きかけが国会議員を動かし、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立しました。同法は、性同一性障害という診断を受けた者に限定されてはいますが、性別違和を持つ者が、法的性別を、出生時に割り当てられた性別から、性自認に基づく性別に変更することを可能にする道を開いたという意味において画期的なものでした。同法は、いわゆる「手術要件」や「現に未成年者の子がいないこと」を要件とする等の問題点はあるとはいえ、かつて異常、変態とされていたトランスジェンダーを法的保護の対象とし、我が国の法秩序において尊重されるべき人の多様な性のあり方の一つであると認める転換点となったと位置づけることができます。また、同法がトランスジェンダーを法的保護の対象としたことは、トランスジェンダーは人の多様な性のあり方の一つであるとの認識が社会に拡がっていく大きな契機ともなりました。

その後、2004年から、法務省が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて行われる「人権週間強調事項」において「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」との項目が掲げるようになる等、性自認に関する政府や地方自治体の施策が展開され、トランスジェンダーの権利擁護についての裁判例も積み重なっていきました。

以上のとおり、今日においては、シスジェンダーで異性愛である者のみを正常・ 自然とし、同性愛者やトランスジェンダーを異常、変態とする規範は正当性、合理 性を失い、トランスジェンダーも人の多様な性のあり方の一つであって、性的指向 や性自認に基づく差別は許されないとの社会的認識が確立しています。

そうであれば、憲法が定める個人の尊重(憲法13条前段)や「個人の尊厳」(憲

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

法24条2項)の意味も、「シスジェンダーで性的指向が異性愛」という性のあり 方のみが、人の性のあり方として自明であると認識されていた時代とは異なり、そ れぞれの個人の多様な性のあり方がそれ自体価値のあるものとして尊重されると いう意味が含まれるものとして解釈されなければなりません。

そして、婚姻制度についても、憲法は、すべての人が個人として尊重されるような制度(憲法13条前段、憲法24条2項)を要請しているところ、法律上の同性間の婚姻を認めない現行制度は、法律上の同性との婚姻を望む同性愛者やトランスジェンダーを排除してしまうのですから、すべての人が個人として尊重される婚姻制度であるとは到底言えず、憲法に適合しないことは明らかです。

以上